

◆ NORD & NGS共同ABSコンサルティング開始記念セミナー◆

生物多様性ポストCOP10のABS対応

～企業防衛と持続可能な生物遺伝資源利用のために～

**ポストCOP10のABS対応のために  
～名古屋議定書の概要と今後の企業対応～**

2010年11月10日(水)



株式会社ノルド社会環境研究所  
生物多様性と社会デザイン研究会  
菌 巳晴

# 名古屋議定書の概要

# COP10における名古屋議定書の採択

- 第9回ABS作業部会名古屋再開会合に引き続き、COP10期間中、ABS非公式協議部会で交渉が継続されたが難航。
- COP10最終日前夜(10/28)の全体会合で、松本COP10議長から0時を交渉最終期限とし、まとまらなければ議長案を作成する旨決定。
- 最終日(10/29)、議長案が提示され、最後の全体会合で交渉。「名古屋議定書」と「2011-2020戦略計画」等をセットで審議するかどうかでEUと途上国で対立する場面があったが、最終的に内容や文言には触れずに採択。
- 採択に際して途上諸国(中南米・アフリカ)から議定書に異論がある旨を議事録に留めるべきことが表明。

# COP10最終日前夜(10/28)の全体会合



# 名古屋議定書の基礎情報

- 『生物多様性条約 遺伝資源の取得の機会及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書』
  - NAGOYA PROTOCOL ON ACCESS TO GENETIC RESOURCES AND THE FAIR AND EQUITABLE SHARING OF BENEFITS ARISING FROM THEIR UTILIZATION TO THE CONVENTION ON BIOLOGICAL DIVERSITY
- 署名開放: 2011年2月2日から2012年2月1日  
(国連本部・ニューヨーク)(第26条)
- 効力発生: 50番目の批准・受諾・承認・加入書の寄託日の後  
90日目(第27条1項)  
⇒COP10で別途採択された「2011-2020戦略計画」(愛知ターゲット)の目標  
・・・国内法整備により2015年までに発効させる(ターゲット16)
- 留保禁止(第28条)  
⇒署名・批准等の際し、議定書の一部の適用排除や変更は不可。
- 意思決定機関: 名古屋議定書の締約国会議(MOP)
- 事務局: 生物多様性条約事務局(CBD24条に基づく事務局) ※CBD: 生物多様性条約

# 名古屋議定書の全体構成

前文		第16条	行動規範、ガイドライン、及び ベストプラクティス、並びに/若しくは基準
第1条	目的	第17条	意識啓発
第2条	用語	第18条	能力
第3条	適用範囲	第18条の2	技術の移転、共同研究及び協力
第3条の2	国際協定及び国際文書との関係	第18条の3	非締約国
第4条	公正かつ衡平な利益配分	第19条	資金供与の制度及び資金
第5条	遺伝資源の取得の機会(アクセス)	第20条	この議定書の締約国会合としての役割を 果たす締約国会議
第5条の2	遺伝資源に関連する伝統的知識の 取得の機会(アクセス)	第21条	補助機関
第6条	特別の考慮	第22条	事務局
第7条	保全及び持続可能な利用に対する寄与	第23条	監視及び報告
第7条の2	グローバルな多国間利益配分制度	第24条	議定書の遵守を促進するための手続及び制度
第8条	越境協力	第25条	評価及び再検討
第9条	遺伝資源に関連する伝統的知識	第26条	署名
第10条	国内中央連絡先及び 国内の権限ある当局	第27条	効力発生
第11条	取得の機会(アクセス)及び 利益配分クリアリングハウス及び情報共有	第28条	留保
第12条	取得の機会(アクセス)及び利益配分に関する 国内法令又は規制要件の遵守	第29条	脱退
第12条の2	遺伝資源に関連する伝統的知識の 取得の機会(アクセス)及び利益配分に関する 国内法令又は規制要件の遵守	第30条	正文
第13条	遺伝資源の利用の監視	附属書	金銭的及び非金銭的利益
第14条	相互に合意する条件の遵守		
第15条	モデル契約条項		

# 名古屋議定書の目的と適用範囲

## 目的(第1条)

- 遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分。  
特に、
  - 遺伝資源の取得の適切な機会の提供
  - 関連のある技術の適切な移転
  - 適切な資金供与、による。 } 遺伝資源及び技術についての全ての権利を考慮して行なう
- これ(利益配分)により生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に寄与する。

## 適用範囲(第3条)

- 遺伝資源(CBD第15条の範囲)
  - その(遺伝資源)利用から生ずる利益
  - 遺伝資源に関連する伝統的知識(CBDの範囲)
  - その(伝統的知識)利用から生ずる利益
- ※CBD:生物多様性条約

## 他の国際協定及び国際文書との関係(第3条の2)

- 現行国際協定に基づく権利及び義務を侵害しない。(第3条の2/1項)
  - 生物多様性の深刻な損害又は脅威をもたらす場合を除く
  - 議定書と他の国際文書の階層の創設を意味しない
- 特定のABS国際協定等、他の関連国際協定の作成を妨げない。(第3条の2/2項)
- 議定書に関連する他の国際文書との相互支持。(第3条の2/3項)
- 生物多様性条約(CBD)のABS条項を実施する文書。(第3条の2/4項)
  - CBD及び議定書の目的に従う特定のABS国際協定の適用時の適用除外

# 「遺伝資源の利用」「派生物」と利益配分の対象可能性

## 「遺伝資源の利用」の定義(第2条(c))

- 遺伝資源の遺伝的/生物化学的な構成物に関する研究及び開発を行なうこと。
  - － 特に、「バイオテクノロジー」の適用によるもの。

↓  
「物又は方法を特定の用途のために作り出し、又は改変するため、生物システム、生物、又はその派生物を利用する応用技術(第2条(d); CBD第2条の定義の再掲)」

## 「派生物」の定義(第2条(e))

- “生物資源又は遺伝資源”の“遺伝的な発現又は代謝”に由来する、自然発生の生物化学的化合物。
- 遺伝の機能的な単位を有さないものを含む。

## → 生物多様性条約の用語定義を踏襲しつつ、派生物の意味を具体化。

- － 天然抽出物など遺伝子を含まない化合物を利用するバイオテクノロジー適用も該当。  
⇒この派生物利用も利益配分の対象となり得る(第4条)。
- － なお、遺伝資源由来の成果や製品等の意味での“派生物”は生物多様性条約上も利益配分対象たり得る(CBD第15条7項など)。  
⇒名古屋議定書も明示的・具体的に範囲が示されなかつただけでCBDを踏襲。  
⇒「①遺伝資源の利用」「②これに伴う二次的応用」「③商業化」から生ずる利益を相互に合意する条件で公正・衡平に配分することが規定(第4条)。

※②③の過程で広がっていく“派生物”に及ぶかどうかは議論の余地がある。その意味では派生物が自然発生と定義づけられた点で一定の歯止め。

# 公正かつ衡平な利益配分

## 遺伝資源利用による利益の配分

- 「遺伝資源の利用」「二次的応用」及び「商業化」により生ずる利益を、提供国と公正かつ衡平な手段により配分する。(第4条1項)
  - － 提供国…「原産国」と「条約に従って遺伝資源を獲得した国」
- 利益配分は、相互に合意する条件による。(第4条1項)
- 締約国は、立法上、行政上、政策上の措置を講ずる(適当な場合)。(第4条2項)

## 先住民・地域社会への利益の配分

- 締約国による立法上、行政上、政策上の措置(適当な場合)。
    - － 先住民社会及び地域社会が維持する遺伝資源(第4条1の2項)
    - － 遺伝資源に関連する伝統的知識(第4条4項)
- 遺伝資源に対する先住民・地域社会の権利を確立する国内法令に従って  
} の利用により生ずる利益の公正かつ衡平な配分

## 金銭的利益と非金銭的利益

- 利益には金銭的利益と非金銭的利益を含む。(第4条3項)  
⇒ 附属書に具体的例示が列挙(これらに限定されない)…ボンガイドライン踏襲

## 保全・持続可能な利用への寄与

- 遺伝資源利用から生ずる利益を、生物多様性保全及びその構成要素の持続可能な利用に割り当てるよう利用者と提供者に奨励する義務。(第7条)

# 利益配分の例示(附属書)

## 金銭的利益(例示)

- アクセス料金等
- 前払い金
- マイルストーン支払金
- ロイヤリティー支払金
- 商業化の際の許諾料
- 生物多様性保全・持続可能な利用を支援する信託基金への支払い
- 給与、相互に合意する特惠条項
- 研究資金
- 合弁事業
- 関連知的財産権の共同所有

※ボンガイドラインにおける例示を踏襲

## 非金銭的利益(例示)

- 研究開発成果のシェア
- 研究開発プログラム(特にバイオテクノロジー)の共同・協力・貢献(可能なら提供国内)
- 製品開発への参加
- 教育訓練の共同・協力・貢献
- 遺伝資源の生息域外施設やデータベースの供用
- 資源提供者に対する知識と技術(遺伝資源利用、生物多様性保全・持続可能な利用)の移転
- 利用者による技術移転、原産提供国内での技術開発の能力強化、先住民・地域社会の遺伝資源保全・持続可能な利用の能力強化
- 制度的能力開発
- アクセス規制の行政管理・実施能力の人的・物的資源
- 提供国全面参加の遺伝資源関連研修(可能なら提供国内)
- 生物多様性保全・持続可能な利用に関する科学情報へのアクセス(生物学的目録、分類学的研究を含む)
- 地域経済への貢献
- 保健・食料安全保障等のニーズに沿った研究(提供国内での遺伝資源利用を考慮)
- アクセスと利益配分協定から生じ得る組織間関係、職業的關係と共同活動
- 食料・生活安全保障上の利益
- 社会的認知
- 関連知的財産権の共同所有

# 取得の機会(アクセス)

## 遺伝資源の取得の機会(アクセス)

- 遺伝資源アクセスには、提供国のABS国内法令又は規制要件に従い、事前情報に基づく同意(PIC)が必要。(第5条1項)
  - － 提供国が別段の決定を行なう場合を除く

## 先住民・地域社会の遺伝資源、伝統的知識の取得の機会(アクセス)

- 締約国による立法上、行政上、政策上の措置(適当な場合)。
    - － 先住民社会及び地域社会のアクセスを認める権利が確立している遺伝資源へのアクセス(第5条1の2項)
    - － 遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセス(第5条の2)
- 先住民社会及び地域社会の事前情報に基づく同意(PIC)又は承認と参加を確保

# 取得の機会(アクセス);提供国の措置

- PICを求める締約国は、立法上、行政上、政策上の必要な措置を講ずる(適当な場合)。(第5条2項)
  - (a) ABS国内法令又は規制要件の法的確実性、明確性、及び透明性の提供
  - (aの2) 公正で恣意的でない遺伝資源アクセス規則及び手続の提供
  - (b) PICのための申請方法に関する情報
  - (c) 権限ある当局による明確かつ透明な書面の決定の提供  
(経済的手段で合理的期限内に)
  - (d) PIC付与決定と相互に合意する条件を証明するアクセス許可発行等の提供  
及びABSクリアリングハウスへの通知  
⇒国際的に承認された遵守証明とする(第13条2項)
  - (e) 先住民・地域社会のPIC又は承認・参加を得るためのクライテリアと手順の説明  
(実行可能な場合、国内法令による)
  - (f) 相互に合意する条件(MAT)を要求し確立するための明確な規則及び手続の確立
    - MATは書面による。
    - MATに特に含まれるもの・・・
      - (i) 紛争解決条項
      - (ii) 利益配分条件(知的財産権に関する事項を含む)
      - (iii) 二次的な第三者利用の条件
      - (iv) 目的変更条件

# 特別の考慮

## ABS国内法令・規制要件を策定及び実施する際の特別の考慮

- 生物多様性の保全及び持続可能な利用に寄与する研究を促進及び奨励する条件の整備。(第6条(a))
  - 特に途上国における、とりわけ非商業的研究目的のアクセスに対する簡略化した措置を含む。
- 人間、動物又は植物の健康に脅威又は損害を与える、現実の又は差し迫った緊急事案に対する正当な留意。  
迅速なアクセス及び迅速な利益配分の必要性に配慮。(第6条(b))
- 食料及び農業に関する遺伝資源の重要性と食料安全保障のための特別の役割に配慮。(第6条(c))

# 遺伝資源に関連する伝統的知識

- 締約国は、議定書の義務の履行に際し、国内法令に従って、遺伝資源に関連する伝統的知識について、先住民社会及び地域社会の慣習法、及び社会の慣例・規則に配慮(適切な場合)。(第9条1項)
- 伝統的知識の潜在的利用者に対して、その義務を通知する制度を整備。(第9条2項)
  - － 制度整備は先住民・地域社会の効果的な参加による
- 先住民社会及び地域社会(当該社会の女性を含む)による慣例・規則等の発展を支援するよう努力(適切な場合)。(第9条3項)
  - 〔慣例・規則等の発展〕
    - － (a) 伝統的知識へのアクセス及び公正・衡平な利益配分に関連する慣例
    - － (b) 伝統的知識の利用から生ずる利益の公正・衡平な配分を確保するための相互に合意する条件(MAT)の最小限の要件
    - － (c) 伝統的知識の利用から生ずる利益の配分に関するモデル契約条項
- 議定書の履行に際し、先住民社会及び地域社会における遺伝資源及び伝統的知識の利用・交換慣行を制限してはならない。(第9条4項)

※COP10のCBD8条(j)に関する決議で、倫理行動規範要素の任意指針も採択

「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する、先住民社会及び地域社会の文化的及び知的な遺産の尊重を確保するための倫理行動規範要素」

・・・先住民・地域社会との活動・交流の任意指針。ローカル・国・地域での倫理行動規範の策定指針。

特に、政府部局、学術機関、民間セクターの開発者、開発・研究事業の潜在的利害関係者、自然産物採取産業、林業等と先住民・地域社会との活動・交流。

# 国内中央連絡先と権限ある当局

## 国内中央連絡先(ナショナル・フォーカルポイント)

- 締約国は、1つのABSに関する国内中央連絡先を指定する(事務局との連絡の責任も負う)。(第10条1項)

### 〔国内中央連絡先により入手可能にされるべき情報〕

- (a) 遺伝資源アクセスを求める申請者に、PIC取得及びMAT確立(利益配分を含む)の手続情報
- (b) 伝統的知識アクセスを求める申請者に、先住民・地域社会のPIC又は承認と参加、及びMAT確立(利益配分を含む)の手続情報(可能な限り、適当な場合)
- (c) 国内の権限ある当局に関する情報、関連する先住民・地域社会と利害関係者に関する情報

## 国内の権限ある当局

- 締約国は、1つ又はそれ以上の国内の権限ある当局を指定する。(第10条2項)

### 〔権限ある当局の責任〕

- アクセスを承認する責任  
(又は適当な場合、アクセス要件を充足した証明書を発行)
  - PIC取得及びMAT締結のための効力ある手続及び要件を助言する責任
- } 効力ある立法上、行政上、政策上の措置による

## 単一主体の指定

- 国内中央連絡先と権限ある当局の双方の機能を単一の主体に指定することができる。(第10条3項)

# 遵守; 利用国等の措置

## 提供国国内法令等の遵守確保

- (自国内での利用が) 他の締約国のABS国内法令又は規制要件(PICとMAT)に従うよう、  
適当かつ効果的な均衡のとれた立法上、行政上、政策上の措置を講ずる。
  - － 管轄権が及ぶ範囲内で利用される遺伝資源  
⇒ 他国法令等に従い、事前情報に基づく同意(PIC)によりアクセスされ、相互に合意する条件(MAT)が確立されるための措置。(第12条1項)
  - － 管轄権が及ぶ範囲内で利用される遺伝資源に関連する伝統的知識  
⇒ 他国法令等に従い、先住民社会及び地域社会の事前情報に基づく同意(PIC)又は承認と参加によりアクセスされ、相互に合意する条件(MAT)が確立されるための措置(適当な場合)。(第12条の2/1項)
- この措置の不遵守状況に対処する措置を講ずる。(第12条2項、第12条の2/2項)
- 他の締約国のABS国内法令又は規制要件の違反の申立てがある場合に締約国間で協力する(可能な限り、かつ適当な場合)。(第12条3項、第12条の2/3項)

## 相互に合意する条件(MAT)の遵守確保

- 締約国は、相互に合意する条件(MAT)に紛争解決条項を含めることを利用者と提供者に奨励する。(第14条1項)
  - － (a)裁判管轄、(b)準拠法、(c)調停又は仲裁等の裁判外紛争解決の選択肢、を含む
- MAT上の紛争事案について、適用可能な裁判管轄上の要件に従い、法体系により請求機会を確保する。(第14条2項)
- (a)司法アクセス、(b)外国判決の相互承認及び執行、並びに仲裁承認に関する制度の利用、についての効果的な措置を講ずる(適当な場合)。(第14条3項(a)(b))

# 遺伝資源利用の監視

- 締約国は遵守を図るため、遺伝資源の利用を監視し、透明性を向上させるための措置を講ずる(適当な場合)。(第13条1項)

## 〔含まれる監視措置〕

- (a) 1つ又は複数の検査機関(チェックポイント)を指定

### 〔指定検査機関〕

- (i) PIC、遺伝資源の出所、MAT、遺伝資源利用に関連する情報の収集又は受理
  - (ii) 遺伝資源利用者からの、これらの情報の徴収(→不遵守状況への対処)
  - (iii) 徴収した情報(国際的に承認された遵守証明からの情報を含む)の関連当局、提供国、ABSクリアリングハウスへの提供(秘密情報の保護は侵害しない)
  - (iv) この条項の実施機能を有する実効性ある機関として、遺伝資源利用や、研究、開発、改良、商業化前、商業化の各段階の関連情報収集に関与
- (b) 利用者と提供者に対して、報告義務等を通じて相互に合意する条件(MAT)にMAT実施に関する情報共有条項を含めることを奨励
  - (c) 経済的なコミュニケーションのツール及びシステムの利用を奨励

- 「国際的に承認された遵守証明」(←提供国によるPIC/MAT証明)(第13条2項、3項)

- (※“取得の機会(アクセス);提供国の措置”の項も参照)

## 〔国際的に承認された遵守証明に含まれる情報(秘密情報でない場合)〕

- (a) 発行当局、(b) 発行日、(c) 提供者、(d) 証明入、(e) PICを得た人又は主体、(f) 証明書の対象事項又は遺伝資源、(g) MATが確立されている確認、(hの2) PICを得ている確認、(h) 商業的及び/又は非商業的利用

# 情報共有と普及啓発等に関連する措置

- ABSクリアリングハウスメカニズムを通じた情報共有(第11条)
  - － 立法上・行政上・政策上の措置、国内中央連絡先、権限ある当局、PIC・MATを証明する許可等などの情報共有
- MATのための分野別又は分野横断のモデル契約条項の整備・更新・使用の奨励(第15条1項)
- ABSに関連する任意行動規範、ガイドライン、先進事例、スタンダードの整備・更新・使用の奨励(第16条1項)
- 遺伝資源、伝統的知識及びABS問題の意識啓発(第17条)

# 国際協力等に関連する措置

- 複数の締約国の領域にまたがる生息域内で発見された同一遺伝資源に関する国際協力と関連先住民・地域社会の参加(第8条1項)
- 複数の締約国内の1つ又は複数の先住民・地域社会で共有された伝統的知識に関する国際協力と関連先住民・地域社会の参加(第8条2項)
- 遺伝資源及び伝統的知識が越境的に存在する場合、PIC承認・取得が不可能な場合におけるグローバル多国間利益配分制度の必要性と可能態様の検討(第7条の2)
- 能力構築(NGO、民間部門の参加促進を含む)(第18条)
- 技術移転・共同・協力(第18条の2)⇒CBD15,16,18,19条

# まとめ

- 国際法上、法的拘束力のあるABS議定書として採択された。
- 従来の事前情報に基づく同意(PIC)と、相互に合意する条件(MAT)を柱とする遺伝資源アクセスと利益配分(ABS)の枠組みが維持。
  - 遺伝資源の利用には天然化合物を利用した研究開発を含む
  - 先住民・地域社会の権利尊重がやや具体化(権利保有遺伝資源と伝統的知識)
- 提供国と利用国の双方にABSの枠組みを実施するための措置義務を設定。
  - 提供国・・・明確な手続と遵守証明の発行、中央連絡先と権限ある当局
  - 利用国・・・提供国の措置の遵守確保
  - 随所に「適当な場合には」が付されている。
- 能力構築等の国際協力を通じたABSの枠組みの実施促進。

# ポストCOP10のABS対応

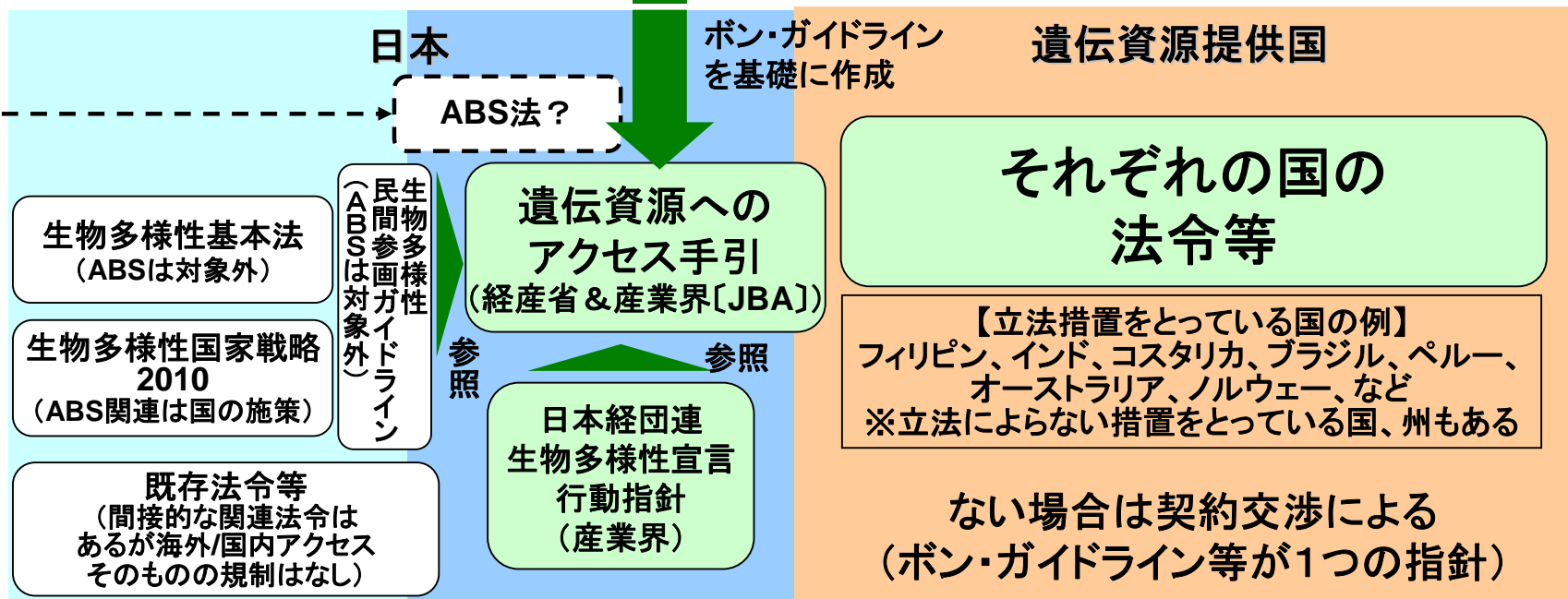
# 日本企業がABSに取り組む際の従来の制度枠組み

## 生物多様性条約(基本的には国を拘束)

ABS国際レジーム(IR)? ...COP10妥結を目指して交渉中

先住民社会等の伝統的知識  
倫理行動規範?...交渉

## 遺伝資源アクセス及び遺伝資源の利用から生ずる利益の 公正かつ衡平な配分に関するボン・ガイドライン



# 日本企業がABSに取り組む際の今後の制度枠組み(可能性)

## 生物多様性条約(基本的には国を拘束)

## 名古屋議定書(基本的には国を拘束)

遺伝資源アクセス及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関するボン・ガイドライン

先住民社会及び地域社会の文化的及び知的な遺産の尊重を確保するための倫理行動規範要素

日本

遺伝資源提供国

### ABS法整備等の検討

生物多様性基本法  
(ABSは対象外)

生物多様性国家戦略  
2010  
(ABS関連は国の施策)

既存法令等  
(間接的な関連法令はあるが海外/国内アクセスそのものの規制はなし)

生物多様性  
民間参画ガイドライン  
(ABSは対象外)

参照

遺伝資源への  
アクセス手引  
(経産省&産業界[JBA])

参照

日本経団連  
生物多様性宣言  
行動指針  
(産業界)

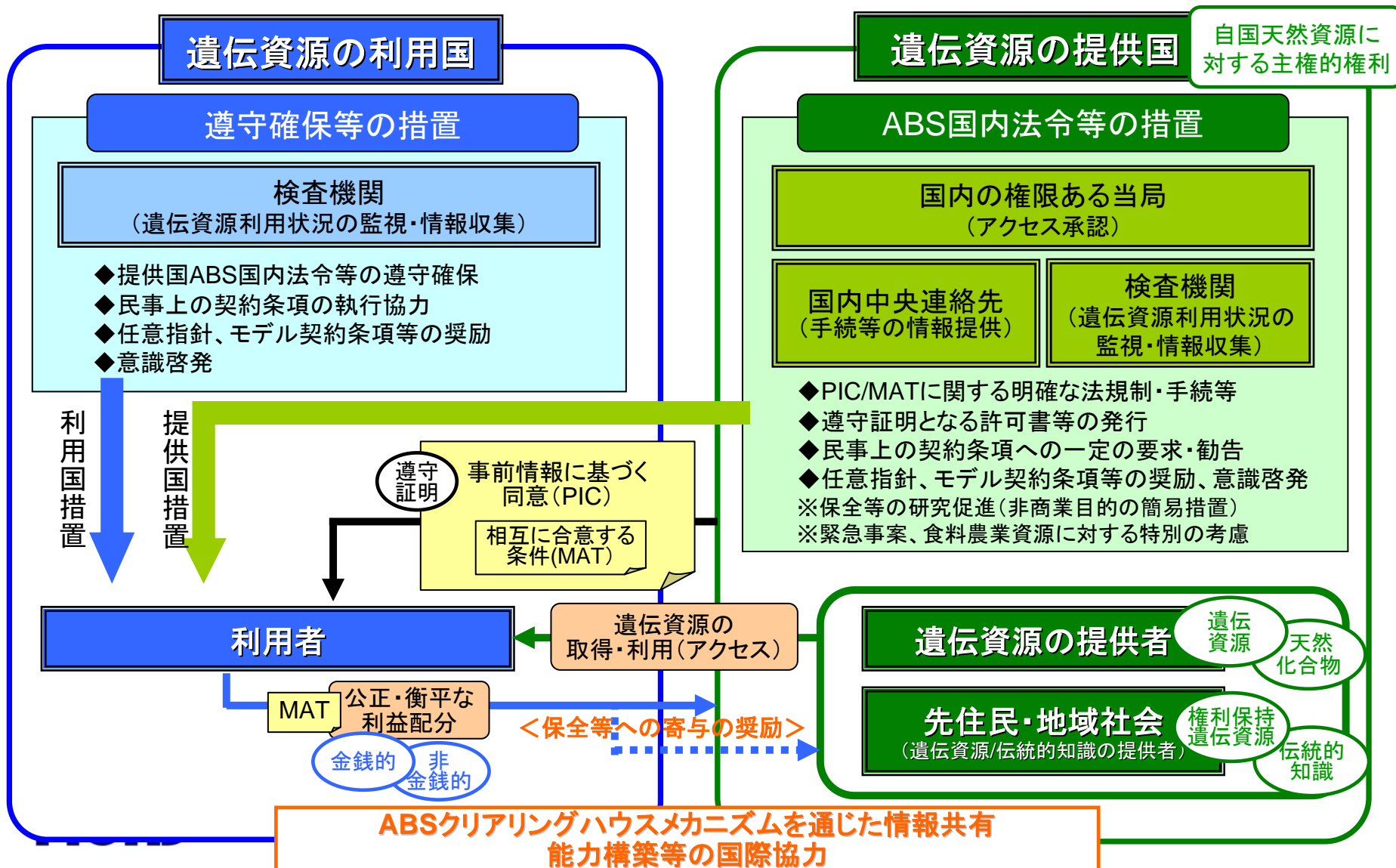
それぞれの国の法令等  
法改正・法整備  
関連ツールの開発等

改正・改訂・再整備

# 名古屋議定書によるABS国際レジームの枠組み

※下記の図で「利用国」「提供国」は概念上、区分けしている点に留意。利用国も提供国たり得る。

## 名古屋議定書を基礎とするレジームの継続的発展(MOP等を通じ)



# 今後の対応に向けて

- 名古屋議定書の採択
- ➔ 今後、名古屋議定書の批准等に向けて、各国の法改正・法整備が進む
- ➔ 日本も法整備の可能性がある
  - ✓ 利用国としての側面・・・海外ABSに関する遵守確保
  - ✓ 提供国としての側面・・・国内遺伝資源の管理
- ➔ 名古屋議定書が発効すれば、今後もABSに関する国際レジームが継続的に進展する
  
- これまでは国際枠組みをどうするか議論に注意が集中しがち（言わば悪影響が拡がらないようにする防御的な議論が中心）
- ➔ これからは各企業がリスクに対応しチャンスを活かすという視点でも見ていく必要
  
- 名古屋議定書もCBDやボンガイドラインと同様、妥協の産物（途上国も十分満足する形で採択されたわけではない）
- ➔ 国際条約の解釈権は各締約国にある
- ➔ 各国法整備での上乗せの可能性はある
- ➔ 一方、投資を呼び込みたい国は、議定書を踏まえつつ、よりアクセス促進的な動きをする可能性もある
- ➔ 単なる議定書や国内法手続対応ではなく、資源提供国の視点に立った対応が必要

ご清聴ありがとうございました。

本発表についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

株式会社ノルド社会環境研究所 調査研究部 菌 巳晴

E-mail: [sono@nord-ise.com](mailto:sono@nord-ise.com)

Tel: 03-5524-7333 FAX: 03-5524-7332

〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-10 フォレストタワー7F